

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【公開番号】特開2011-172968(P2011-172968A)

【公開日】平成23年9月8日(2011.9.8)

【年通号数】公開・登録公報2011-036

【出願番号】特願2011-103757(P2011-103757)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月16日(2011.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

角質層を貫通する複数の微小突起と

前記微小突起の少なくとも一部分の上に配置された、最低1種の有益な作用物質と該作用物質以外であって、非還元糖から選択される最低1種の水に可溶性の生物適合性の担体を包含するコーティングを含んで成り、かつ、

微小突起が角質層中を貫通した後に前記コーティングが体液との接触状態に置かれる、ことを特徴とする角質層を通して有益な作用物質を送達するための装置。

【請求項2】

非還元糖がショ糖、トレハロース、メレジトース、ラフィノースおよびスタキオースよりなる群から選択される、請求項1記載の装置。

【請求項3】

最低1種の有益な作用物質がタンパク質、糖タンパク質、ペプチド、多糖、オリゴ糖、オリゴヌクレオチドおよびDNAよりなる群から選択される、請求項1または2記載の装置。

【請求項4】

最低1種の有益な作用物質がヒト成長ホルモンである、請求項1～3のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

コーティングが1.0マイクロメートルと10マイクロメートルとの間の厚さを有する、請求項1～4のいずれかに記載の装置。

【請求項6】

最低1種の有益な作用物質が副甲状腺ホルモンである、請求項1～3および5のいずれかに記載の装置。

【請求項7】

装置が微小突起アレイを含むことを特徴とする請求項6記載の装置。